

仕 様 書

令和 8年 7月
大分空港事務所 施設運用管理官

件 名 : 武蔵VOR/DME局舎空調機修理作業（大分）

1. 一般事項

- 1.1 本仕様書は業務の概要を示すものであって、細部にわたって疑義を生じた場合は、大分空港事務所監督職員と協議の上、履行すること。尚、本仕様書に記載なき事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編(最新版))」(以下、「標準仕様書」という。)によるものとする。
- 1.2 受注者は本作業にあたり、あらかじめ監督職員に作業項目・日程等を報告し、その指示に基づき確実に行うこと。
- 1.3 受注者は本作業にあたり、適用される関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守すること。なお、法令等に基づく申請、届出は受注者が行うものとし、それに必要な費用は受注者の負担とする。
- 1.4 受注者は本作業にあたり、常に現場の整理整頓に留意し、作業終了後は後片付け及び清掃を行うこと。
- 1.5 受注者は本作業に明記されていない事項が生じ、作業に支障または他の施設に影響を与えるおそれのある場合は、監督職員と協議のうえ作業を行うこと。
- 1.6 受注者は本作業に使用する材料・部品については、原則として純正部品又はJIS等の規格に準じたものとし、それ以外の材料・部品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の確認を得ること。
- 1.7 受注者は本作業にあたり、既設建築物等を汚損、破損若しくは滅失(以下「汚損等」という。)してはならない。また、作業の都合上、汚損等をきたすおそれのある場合は適宜保護を設けるものとし、故意・過失を問わず汚損等を起こした場合は、遅延なく監督職員に報告するとともに、受注者の責任において現状復旧すること。
- 1.8 本作業による撤去品、発生材は受注者の責任において適切に処理すること。
- 1.9 業務の実施にあたり知り得た情報を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。
- 1.10 受注者は作業完了後に検査職員の検査を受け、これに合格すること。
検査は3. 提出物をもって大分空港事務所にて行う。

2. 作業概要

2.1 作業場所

武蔵VOR/DME局舎 国東市武蔵町大字糸原字曲の後3051-1

2.2 履行期間

自) 契約締結日の翌平日 から 至) 令和 8 年 9 月 3 0 日 まで

2.3 対象設備

名称	適用	製作者	数量	単位	備考
空気調和装置 (室内機)	FDFVXP634AG	三菱重工業	2	台	

2.4 作業内容

- (1) 部品交換作業を行う。
- (2) 交換作業終了後、試運転確認を行い、異常がないことを確認する。
- (3) 作業時間は、原則8:30～17:00までとする。
- (4) 既設部品は、受注者にて適切に処分を行う。
- (5) 使用部品・材料については2.5項に示す。

2.5 使用部品・材料

名称	適用	数量	単位	備考
ファンモータ	SSA512T104	2	個	
ルーバーモーターASSY	PGY511A001A	2	個	

3. 提出物

受注者は以下に示すものを作成し件名、受注者名を記し、1部を提出すること。

(1) 完了報告書

- ・作業工程写真 (作業前後を含む)
- ・その他監督職員が指示するもの